

## 第3期おだわら障がい者基本計画（素案）の概要

### 1 計画策定の趣旨

「第3期おだわら障がい者基本計画」（以下「本計画」という）は、障害者基本法第11条第3項により策定が義務付けられた「市町村障害者計画」であるとともに、本市の総合計画である「第6次小田原市総合計画「2030 ロードマップ 1.0」」及び本市の地域福祉を総合的に推進するための「小田原市地域福祉計画」の個別計画として位置付けられています。

### 2 計画期間

令和5年度から令和10年度までの6年間

### 3 基本理念と目標

#### ○基本理念

本市が定めた「第6次小田原市総合計画「2030 ロードマップ 1.0」」では、制度や分野の枠組みや「支える：支えられる」という関係を越えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる全方位的で包括的なコミュニティ、すなわち『地域共生社会』が実現されている姿を2030年の本市の目標としています。

こうした方針を踏まえ、本計画の基本理念を「一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現」とします。

#### ○基本目標

本計画の基本理念と障害者総合支援法の趣旨を踏まえて、本計画における基本目標を次のように定め、個々の目標の達成に向けて取り組んでいくこととします。

- 豊かな暮らしの基礎づくり [日常生活の支援]
- 生きがいのある暮らしづくり [社会参加の支援]
- バリアフリーと権利擁護のまちづくり [社会環境の整備]
- 個性と可能性を伸ばす支援づくり [療育環境の整備]

#### 4 施策の分野と取組

施策の分野	取組
権利擁護と差別解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>○啓発活動の充実</li> <li>○相談支援の充実</li> <li>○権利擁護の充実</li> </ul>
生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○利用者本位の生活支援体制の整備</li> <li>○在宅福祉サービスの充実</li> <li>○住まいの確保</li> <li>○経済的な支援</li> <li>○自立活動の支援</li> <li>○ボランティア活動の活性化</li> </ul>
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路、建築物等のバリアフリー化</li> <li>○公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化</li> <li>○防災、防犯対策の推進</li> </ul>
教育・療育・文化・スポーツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○早期発見・早期療育体制の充実と適切な支援の実施</li> <li>○継続性のある支援体制の整備</li> <li>○障がい児保育・教育の充実</li> <li>○文化・スポーツ活動の支援</li> </ul>
雇用・就労	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がい者雇用に関する理解の啓発</li> <li>○就労相談、就労支援体制の整備</li> <li>○就労の場の拡大</li> </ul>
保健・医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいの原因となる疾病等の予防</li> <li>○障がいに対する保健、医療サービスの充実</li> <li>○精神保健・医療施策の推進</li> </ul>
情報・コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報バリアフリー化の推進</li> <li>○情報提供・コミュニケーション支援体制の充実</li> </ul>

#### 5 策定期期

令和5年3月予定